

エビダウロス發見碑面 (粟野氏臨模、同氏論文參照)

碑面幅〇・七〇米、厚〇・一四米、高(最)〇・六〇米

現ギリシア、エビダウロス美術館所藏





第十九卷 第一號

(通卷第七十三號)

昭和九年一月發行

研 究

B.C. 三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究

栗野頼之祐

研究課題「アヒリッホス二世(B.C.三三八)及びアレクサンドロス(B.C.三三六/五)の下に組織せられたヘラス聯盟研究の一新史料として新發見碑文、B.C.三〇二年のヘラス聯盟條約の解説」

内容目次

- 一、B.C.三〇二年ヘラス聯盟條約碑文参照定本及同研究論文の全文献
- 二、碑文發見の事項と年代決定に至る迄の参考事項
- 三、ヘラス聯盟とアンティゴノス並びにデメトリオスの歴史概要
- 四、B.C.三〇二年デメトリオス王がコリントスに於いてヘラス聯盟總會委員を招請したことに關する古典史料
- B.C.三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究

第十九卷 第一號

一

五、「へラス聯盟條約」本文

六、へラス聯盟條約解説

1、へラス聯盟 2、へラス聯盟總會及其の組織 3、聯盟條約の修正、保存、批准要項

七、結 論

八、碑面Ⅲ圖版一

一、参照定本(本文條約碑文)その他の文献

Inscriptiones Graecae. IV<sup>2</sup>. Facs. I. (1929). Inscriptiones Argolid. No. 68. Acta Extremorum.

B.C. 三〇二年へラス聯盟條約研究論文全文誌

Cary, M. A constitution of the United States of Greece. *Class. Quart.* XVII. 1928. 187 ff.

Caunadias, P. Η Ἄρξων Ἐπιτομή καὶ ἐκτετατὴ ἐκ τῶν ἀνωτακτῶν Ἐπιτομῶν. Ἐφ. Ἀγγ. 1918. 115 ff.

Congens, S. B. τὸ κατὰ τῶν Ἐλλήνων κατ' Ἐπιτομῆν. Ἐφ. Ἀγγ. 1921. 1 ff.

Hiller von Gaertringen, F. U. Wilcken; Zu der epidaurischen Bundesstele vom J. 303 Chr. *Philologische Wochenchrift.* No. 28. 1928. 700 ff.

Hondius, J. J. E. Foedus civitatum Graecarum cum regibus Macedoniae factum, fin. saec. IV. S. E. G. I. 75. 1928. 13 ff.

Larsen, J. A. O. Representative government in the Panhellenic Leagues. *Class. Philol.* XX. 1925. 813 ff—XXI. 1926. 52 ff.

Levi, M. A. L'ordinamento d'un federazione ellenica (303—72). *Atti. Acc. Torino LIX.* 1924. 215 ff.

Roussel, P. Le renouvellement de la Ligue de Corinthe en 302. *Rev. Arch.* XVII. 1923. 121 ff.

Swoboda, H. Die neuen Urkunden von Epidaurus. *Hermes LXII.* 1922. 518 ff.

Tarn, W. W. The constitutive act of Demetrius' League of 303. J. H. S. XLII. 1922. 189 ff.

Wilkens, U. Ueber eine Inschrift aus dem Asklepieion von Epidaurus. Berl. S. B. 1922. 122 ff.

————— Zu der epidaurischen Bruckensstele vom J. 303 v. Chr. Berl. S. B. 1927. 277 ff.

Wilhelm, A. Antische Urkunden I. 1911. 31 ff.

————— Zu griechischen Inschriften und Papyri, Anzeiger Ak. Wien, 1922. Nos. XV—XVIII. pp. 52—70.

## 二、碑文發見の事情と年代決定に至る迄の參考事項

元來エビダウロス(アテナイの西南、サロニケ灣を挟んで海上約二十五哩の對岸)、アスクレピオス(醫道神)の神殿發掘は一八八一年以來ギリシア考古學會の繼續事業の一つとなつてゐる。建築史上ドリア式典型として重要な神殿發掘の報告は數回(一八九三、一九〇〇、一九〇五、一九〇六、一九〇九年)に涉つてアテナイ市、國立大學考古學講座擔當教授カバディアスの手によつて發表せられて來た。そしてそれらの發掘物中發見の碑文は一九〇二年發行ギリシア碑文集第四卷アルゴス篇に全部收録、その碑文中(第九二四碑文)五個の新斷片を結合して編者フレンケルは之をB.C.四世紀若しくは三世紀のアテナイ同盟に屬するものであらうと推定。此の斷片は一九一一年ツキン大學の刻文界の鬼才と言はれてゐるアドルフ・ウキルヘルムによつて全部新しく順序組替への上、復文の後、この史料はB.C.三三八年マケドニア王プロヒッポスによつて組織されたコリントス同盟條約の斷片であると推定せられた。①それが本碑文Ⅲ(八四—九九)の大部分である。後カバディアス教授は一九一六年から一八年へかけて更に

アスクレピオス神域 プロピュライオス 山 門 の發掘を行つたが、その時こゝに紹介する碑面Ⅱ、Ⅲ(口繪參照) (ウキルヘルム教授復文のものを除く)、Vを發見。發見概要を一九一八年「*Archaeologia*」誌上に掲げこの碑文について紹介したが詳細な研究發表はギリシア考古學雜誌「*Εφημερίς Αρχαιολογική*」一九一八年版(一九二一年發行)に原石の圖版<sup>①</sup>、判讀、復文を掲げこの碑文の内容の事實はB.C. 二二三年と決定。所が果然、カバデアアス教授の、この年代決定に賛否兩様の學說を招來し、一九二五年フェリイ教授發表のキュレネ市發掘の碑文年代決定問題と共に學界に名高い論争課題を提供したものである。

今、同教授がこの碑文について主張するB.C. 二二三年説を要約すると、

(一)此等の碑文石はもと、アカホイ同盟の法典編纂官表を記する石片と共にアスクレピオス神域壁で發見、且つアカホイ同盟は表中記載の通り、シキユオン、アルゴス、アクテ、メガラポリスの諸市を加盟都市としてゐた故、此の事實から此の碑文をアカホイ同盟關係のものとする。

(二)アカホイ同盟は都市のみより編成せられ、本文も又その通りである(此れは本文と反してゐることは後項記載の通り)。故にアカホイ同盟とする根據を持つ。

(三)總會にて議決せられたことは原則とす「七三―七四」の項は明かにアカホイ同盟の條項に相當する。

此れに對する新校訂、新判讀、及異論の中、その代表的なものはタアン<sup>⑤</sup>の歴史事實からの反駁であ

らう。即ちカバディアスの三項の論點は左の様な事情の下に破れる。(一)後世の改築によつて神城壁をなしたものであれば、幾つかの相違せる時代の碑文石が蒐集され、その結果、かゝる同一場所におかれる可能性がある。故にこの符節を以つて必然的にこの碑文が同一年代に屬すると言ふ證據は成立しない。(二)はこの碑文の内容〔七六―七八〕それ自ら、カバディアスの説(都市より編成)を否定する。

(三)少くとも B.C. 二二四年のアカホイ同盟の決議は原則的效果を有つてゐなかつたことは史實から明白であらう。がその上、カバディアスの學説は左の様な事實の上からも否定せられねばならぬ。

(一)本文中の總會はシネドリオンと稱ばれ、總會委員から編成。アカホイ同盟の方は二院制で、ポリュビオスの記載によると、シユンクレトス及シユノドスと呼ぶ。

(二)本文では種族<sup>エスノス</sup>と都市が各々選舉單位を形成し、理事の選出を行つてゐるが、アカホイ同盟は全部都市よりの編成で、種族は此れに關與しない。

(三)本文總會には書記官達(複數)及び助手達とあり、アカホイ同盟では書記は一名のみ。

(四)本文中の行政機關五名より成る理事會については、アカホイ同盟では全然存在しなかつた。

(五)本碑文平時總會開會地はヘラス四大祝祭地になつてゐるが、アカホイ同盟は主としてアイギオンにて開き四大祝祭地とは關係がない。たとひ、關係があり得たと假定しても B.C. 二二三年の反マケドニアの地オリュムピア及デルポイで開會出來たとは考へ難い。

(六) 本文中の王達(併立王位)の條項は B.C. 二二三年アカホイ同盟の史實と相反する。

(七) 本文中一般平和警備總督の項はアカホイ同盟の史實とは關係がない。

(八) 本文中、總會の決議を原則として平時戰時共に王が都市に干涉出来る組織であるが、B.C. 二二三年アンテイゴノス・ドオソン王時には全くその威令がなかつたと言ふべきであるから斯かる法文の存在は信じ得ない。

(九) 本碑文の文體はヘレニステイコス・ギリシア語であるからアカホイの用語と異なり、廣汎な地區に關係する法文と推定される。

以上の論據から二二三年説が成立しないことが明白になつた。この B.C. 二二三年を支持した學者にアナナイ國立大學教授クウゲアスがある。同教授の解釋ではこゝに言ふ併立王位はアンテイゴノス・ドオソンとブレリッポス五世を指し、この同盟の事實はアカホイ同盟ではなく、當時存在したヘラス聯盟を意味すると斷定。併し、附記して研究後彼の學説を支持し得ず、終にヅキルケン等の學説を承認。このクウゲアスの前説を承認した學者にブラアグ大學ギリシア制度史の權威スウオボタ教授があつた。

一方、B.C. 二二三年説に反對した學者は先づベルリン大學のヅキルケンを初めとなし、英國のヘレニステイコス學者タアン、バリ大學のルウセル及ヅキンのウケルヘルムの諸教授である。此等の學者が一致して前説に反する所は、この碑文は B.C. 三〇三/二年、アンテイゴノス王とデメリオス王父子の時代再



組織のヘラス聯盟條約であると解する。その理由は以下の様である。

(一)本文中の併立王位(王達)(八三)の記載はB.C.三〇三／二年のアンタイゴノス一世とデメトリオス一世父子併立の時でなければならぬ。然るにB.C.二二三年マケドニア王安ンタイゴノス・ドオンとペリッポス五世は併立であり得なかつた。

(二)四大祝祭地(七〇―七三)に於いて定期總會開會の事實はドオンン時代不可能であつた事實があるに反してデメトリオス王時代にはこの四箇の所在都市とも友誼關係にあつた所から推定すると、この碑面の事實はB.C.三〇三／二年とする方が適する。

(三)本文中水兵とその不應募罰金(九四―九九)の法文があるが此れより推して、この聯盟には海軍力維持の事實を容易に想定出来る、デメトリオス一世はヘレニステイコホス時代比なき海將であつた故に本文をB.C.三〇三／二年のそれと見るに支障がない。之に反し、B.C.三二三年ドオンンの同盟にこれについて明確な反證を欠く、即ちクレオメネス戰に於いても何等海軍に關する記事の史料が傳はつてゐない。

(四)理事の制度(七六以下)はもとアテナイ民主政治の所産であつて、斯くアテナイの制度踏襲はアテナイ市に好意を持つデメトリオスの事蹟と見らるゝが、ドオンンはさうではなかつた。

(五)種族(七六―七八)記載のことについてデメトリオス王の聯盟との關係を證する直接史料はない

がその可能性は充分ある。之に反しドオソンの時には然らざりしこと前述の通り。

ルウセルは特に條約の内容全部が明白な自由主義を政策とし、アカホイ市をも同一政治單位と見做すことは當時王達がなした宣言の歴史事實に適應、又この自由主義政策を取らしめた直接の原因は聯盟を通じて全ヘラスの援助の下にカサンドロス討伐を計畫したといふ外的事情を指摘した。以上は主としてヅキルケン、タアン、ルウセルの主張の中心點であるが、唯りこの中、ヅキルケンのみ、碑面Ⅴ〔二一七—一五二〕はカバディアス發表の時、殆んど顧みられなかつた斷片であつたものを、B.C 三三三—八七年ブハリッポス王のヘラス聯盟宣誓(本文〔一一七〕以下解説参照)碑文から完全に近い迄に復文。そこでこのB.C 三〇三—二年説はホンデイウス(和)、レヅイ(伊)、ケェリ(英)、ラルソン(米)等の學者によつて賛同承認されたが、唯ウキルヘルム教授のみは再度研究の末、年代決定を不能とし、以上の諸説は猶決定的な確認を得る迄に至らなかつた。が此れでこの碑文の歴史は終つたのではない。

右の様な論争中プロシア、アカデミーの新事業として繼續中の「ギリシア金石文」第四卷アルゴス篇改訂再版計畫の下にヒルレルフォンゲルテリンゲン博士が一九二六年夏エビダウロスを訪問、考古美術館倉庫から未知の一つの新碑文石を發見してその石膏型を得、之を歸獨後ヅキルケンに提供した。此れが本文碑面「I」である。發見當知ヒルレルはこの碑文の重大性に氣付かずにはゐたが、ヅキルケンは研究の結果、新發見碑文石の背面について疑義を起し、更に人を派して同裏面を檢查させた所果して碑

面「IV」の様な碑文が刻されてゐることが明かになつた。が、新發見の分は磨損甚しくヰルケンは苦心の結果漸く判讀し之を一九二七年六月プロシア、アカデミーに於いて新碑文發見事情とその研究報告を發表した。この新發見の碑文面「六一—一」の間の二箇所に亘つて王アンティゴノス及(王)デメトリオス連名の記載があつて、爰に學界の長い間の懸案が決定的に解決し、この碑文は疑ひもなく、B.C.三〇三／二年デメトリオス王の下に組織されたヘラス聯盟條約であることが明白となつた。翌一九二八年六月ヒルレルは「言語學週報」にヰルケンの右の功績と碑文の紹介とを兼ね、自ら數ヶ所に亘つて補讀校定を試みた。一九二九年には「ギリシア金石文第二版第四卷アルゴス篇」が出版の運びになり以上の本文は第一部エビダウロス、第六八號に採録。

筆者が初めこの碑文に注意をむけたのは數年前ウエスタマン教授の下にゐた時であつて、當時新刊のホンデイウス等の出版してゐる「ギリシア金石文補遺」第一卷(一九二三年版)第七五號をテキストとして譯了し、長く筐底にをさめてゐたが、更にヰルケンの新報告を見て再譯して、一年を経た。最近友の奨めに従つて本稿を再度見直し、尙新金石文集を手にして、以上掲載の文献全部に目を通し、IG. IV<sup>2</sup>. 1. 68. を定本とし再々度譯稿を更め、新解を附した。所掲の碑面圖につき、カバディアス紹介のものに不満を抱き、原石面の寫眞を得るため、嘗つてアテナイ市國立考古美術館金石文館主事 Mr. Philadelphus 氏に依頼したことがある。同氏の返事に同碑文石は、今猶エビダウロス美術館倉庫の下

積になつてゐて、寫眞にをさめ難いから、考古學誌所掲、カバダイアスのものを使用するの可なるを告げ、加之、同志を送附されて來た。それは既に一九三一年の出來事である。今漸く助言に従つて凸版で之を本誌に揚げらるゝ様になつたが、金石文寫眞では屢々厚意ある援助をよせられてゐる。Mason Philadelphia氏に對つて、此の際深謝して置き度い。又ギリシア金石文第四卷一(第二版一九二九年版)の卷末には「デメトリオス」等の名を幽かに止める碑面Iの石膏型の寫眞が掲げられてゐる。

註④ A. Wilhelm. *Altische Urkunden*. I. Wien. 1911. 36.

この論文はアエリッポスのコリントス同盟(B.C. 三三八)に關する二つの碑文を結合したことによつて碑文學上名高い述作の一つである。

② P. Kavvadias. *Les nouvelles fouilles d'Epidaure. I: Acropole. I. p. 3-14.*

③ 本稿文獻表參照。

④ 本稿圖版參照。

⑤ 本稿文獻表所載タアンの論文參照。

### 三、ヘラス聯盟とアンティゴノス並びにデメトリオス王の歴史概要

カエロニア戦後マケドニア王アエリッポス二世は當時イソクラテス等の唱導するヘラス統一運動の精神に鑑み、B.C. 三三八年暮ヘラスの各都市及び種族<sup>エスネ</sup>を代表する委員をコリントスに招請、第一回のヘラス聯盟總會を開いた。總會の決議によつて、彼は聯盟々主に選ばれ、一方各加盟都市國家は詳細な

條約を設け、<sup>アウトルグ</sup>自治治にして自由なること、國內政策の相互不干渉、革命禁止等の崇嚴な宣誓をなし、この時以來、永遠にヘラスの都市國家は長い相尅の歴史をとぢ、聯盟の名の下に統一したかのやうに見えた。續いて、プロリッポスは、次回の總會(B.C.三三七年春)には、ペルシア討征を提案し、案は可決。更に彼は戰爭遂行責任者として、「獨立主權を有する總帥」たる地位を克ち得た。そして翌年にはバルメニオン等の先發隊が、小アジアに渡り、事實上ペルシア討征の計畫は實行に移つた。が、同年彼は弑客の手に倒れ偉業はその子アレクサンドロスの手に遺された。この年齒若く未來多き君主は即位と同時に先づコリントスへ聯盟總會舊委員を召集して、言辭をつくして父の地位繼承の希望を述べ、總會は彼を盟主に選び父と同様ペルシア討征に當つて獨立主權の總帥たる地位を約束した。そこで、彼は愈々その二年後B.C.三三四年マケドニア軍と聯盟軍とを率ゐて東征の旅に出でた。そしてその間盟主として戰爭目的を敢行し、總會は屢々彼の功を賞して黄金冠を贈る等、彼自ら洵に忠順な聯盟條約の遵奉者として終始一貫した。B.C.三二四年アレクサンドロスは帝國の統制政策の必要上、絶對君主權を確立し「神」たることをヘラスの諸都市に對つて要求し、之を承認され、こゝに於いて、實質の上からは聯盟組織は解消にも等しいことを結果したが、公式的には解散せられたのではなかつた。その解散はアレクサンドロスの没後ラミア戰に際してある。聯盟條約に依ると、聯盟關係は「永久に」プロリッポスの子孫」とヘラスの諸都市との間に存續し、アレクサンドロスの死は聯盟にとつて單に盟主の喪

失以上ではない。が一方ヘラスの反マケドニアの主戦派は此れを好機と考へ、直ちに反マケドニア戦備に移り、アテナイ市はその策動地となつた。アテナイ人は昔ヘラスに號令したアテナイ帝國の夢を追うて、ヘラスの諸都市を招き、こゝに「アテナイ人及び聯盟軍」<sup>シムマキア</sup>を組織し、ヘラスの自由恢復をスロオガンとし、時のマケドニア執政ヘラス聯盟警備總督アンティバトロスに宣戦を布告した。初めヘラスの自由が勝つかのやうに思はれた戦況は轉じて聯盟軍の惨敗に終つた。此れが言ふB.C. 三二二年のラミア戦であつた。こゝで問題になることは、アテナイ人及聯盟軍の組織はヘラス聯盟の解體と同時になつた新編成の戦時聯合軍會議の名稱であつたであらうか、或ひは従來のヘラス聯盟そのもの、繼續體であつたであらうか。ニイゼ<sup>①</sup>以來、この時完全に聯盟組織は一時解體したと見るのが、現今の定説であるが、それには聯盟條約解釋の上からも充分根據がある。

聯盟條約は明確に「平和加盟の都市又は城塞或ひは海港を如何なる技術發明によりても戦争目的を以て占領せず」<sup>Ditt. 280.</sup>故にマケドニアと戦争することは條約無視の不法行爲とせねばならぬ。かかることは聯盟が存續する限りなし得ない。先頃シカゴ大學のラルソン教授は三つの論點を掲げてラミア戦の軍會議は従前の聯盟の繼續體であつたと言ふ新解釋を發表。

第一はかゝる機關をヘラス人の目的に適すべく利用することは自然なこと、第二はデイモステネス頌徳の碑文は單なるアテナイの將軍ではなく、少くともヘラス聯盟のそれであつたこと。第三和議

に際し、連帶責任をアンティバトロスに提議したこと。以上がそれであるが、此の論據は至つて薄弱である。第一 B.C. 三三三年のヘラス聯盟總會委員は殆んどアレクサンドロス派若しくは親マケドニア黨の代表機關と見るべき充分の根據があるが、斯かる委員より成る機關が、如何にして直ちに反マケドニアの軍會議に變ずることが出来るか。第二は恐らく碑文中の τῶν κοίτων τῶν Ἑλλήνων 古典書中一般に「ヘラス聯盟」若しくは「同盟」を指すのであるが、此れは新組織の軍會議にも適用される所から決定的ではない。第三、B.C. 三三六年タイバイ市處罰の苦い經驗を知るヘラスの各都市はミアの反亂に際し、連帶責任を提議することによつて、罪科の輕減を希つた。故にこの事實を以て直ちに聯盟存在を推定すべき理由がない。反之、解體したと言ふ理由は、この戰爭自體が前述の通り聯盟無視、反マケドニア黨の策動であること、更に同碑文中「アテナイ人並びに聯盟軍」

τὸ Ἀθηναίων καὶ τῶν συμμάχων (1. 9—10)

と従來のヘラス聯盟と區別してゐる。このことはディオドロス所載「史學圖書」一八卷一節の聯盟軍表とヘラス聯盟加盟表との比較に於いても立證出来る。

ラミア戰の結果アンティバトロスは聯盟軍を解散し、彼等の提議を斥けて無條件降伏と各自都市と和議することを條件とした。そこで主要地にはマケドニアの警備軍を駐劄、各都市のマケドニア黨を起用して政權は此に委ねられた。そこで執政アンティバトロスの死後、ポルユベリコホンが之を繼ぐ迄へ

ラス聯盟は事實上嘗つて顧慮されることなく、ヘラスの都市は只管にマケドニアの武力干涉のため苦い經驗をなめた。

B.C. 三二三年アレクサンドロス死後の帝國爭奪の歴史は甚だ複雑であるが、B.C. 三二一年迄ヘルデッカス執政、その後アンティバトロスが執政の地位についた。彼は時に各地新總督を任命したが、その折、以下述べるアンティゴノスは、大フリギアの總督を拜し、全アジア軍司令官の任を受けた。この官職の目的はペルデイカスの將エウメネス(アレクサンドロス官廷書記官長)討伐にあつて、次の數年間エウメネスが破綻する迄、二人の對抗がB.C. 三一六年迄續いた。

エウメネスはアレクサンドロス王家に忠であつて執政ポルユベリコホンと結んだ。ポルユベリコホンはアジアのエウメネスと提携する爲にはヘラスの諸都市をアンティバトロスの子カサンドロスより解放することを政策とし、B.C. 三一八年ペリッポス三世、並びにアレクサンドロス四世の王令として左の様な法令をヘラス人に對つて發布してゐる。

「吾等が祖宗は數次ヘラス人と協力、彼等に優渥なりし故、吾らも亦その政策を踏襲し、彼等に抱くあらゆる善意を維持發揚せんとす、今や先にアレクサンドロス人界より遷化し、吾ら王國を繼承するに當り深く惟うて、先考ペリッポスの樹立せし、平和並びに政綱を四海に聲明するを義務とし、總べての都市に此の旨通達し置けり、然るに吾ら遠隔の地にあるを憐れし、ヘラスのあ



る誤られたる諸都市はマケドニア人に戦をかもして吾らが總督の手に鎮壓、多くの苦難を経たり、此等の因は總督に歸せよ、吾らは吾が當初の政策に基き爰に平和を布き、プハリッポス、並びにアレクサンドロスの日の憲法及び、彼等が先に發布せる法令の下に授與せられし、其の他の事項を確立す、吾らは又アレクサンドロスがアジアに渡海以來今日迄吾が總督によりて、行はれし沒收あるひはその都市より追放されし者を復し、今吾が手にてあらゆる彼等の財産を回收し、何等の處罰又は過去の如何なる敵意なくして、彼等の舊所屬都市々民たる確認を得べきことを命ず。殺人、冒瀆の法定追放者を除き、此れに反する如何なる法令あるとも無効たること、然れども陰謀によりて追放にあるポルユアイネトスの徒黨なるメガロポリス人、アムビヒサ、ツリカ、プハルカドンとヘラクライアの追放者は復すべからず、其の他はクサンテイコス月三十日以前に復歸さるべきこと、又若しプハリッポス及びアレクサンドロスが彼等自らの反對にもとづき指令せる事項あらば吾らに移牒せよ、即ちその善後策を講じ、吾ら並びに該都市の福利を圖らむ。アテナイ人はプハリッポス及びアレクサンドロス在世時と同様、あらゆる他の所領を領すべし、但し、今後オロツポスはオロツポス人の領たるべきこと、サモス(島)は先考プハリッポスが讓與せし如く、アテナイ市領せよ、總べてのヘラス人をして何人も吾らに對ひ戦を宣し、敵意なからしむること、若し然らずば本人、及び子孫を追放に處し、財産沒收の刑に附すべき様、法令を通過せよ、

以上に關する法令を發布し、その他の事項はポリュペリコホン處理すべし、先に布告せし如く、彼が命に服せんことを、本令を守らざる者あらば處罰をまぬがれざること。」(ディオドロス「史學

## 圖書「一八卷五十六章一〇—二〇節)

本文中のクサンテイコス月三十日B.C.三一八年三月に相當、同年二月アテナイ市はポリュペリコホン執政と協議をとげその使節を頌徳せる碑文がある。Dion. 23. 此等から直ちにこの王令發布の日時を推定し難いが、恐らくB.C.三一八年初頭と考へらる。

出所史料、ディオドロス引用のこの法令文はエウメネスに仕へ後アンティゴノス家に仕官のカルテシアのヒエロニモス著「アレクサンドロス以後及び後繼時代」よりの抜萃と見るのに現在異論がない。従つて第一史料。その記載内容からも斯く斷定出来る。ペロッポは此れを原文の抄と見、全文とは考へない。即ち駐屯軍(ディオドロス一八、六四ノ五)の記載が缺けてゐるといふのが根據である。

\* J. Beloch, Griech. Geschichte IV<sup>2</sup>, I, 1925, p. 100ff.

法令中指して總督といふのはマケドニアのアンティバトロス等を意味し、ヘラスの都市が、ラミア戦以來彼の下で嘗めた苦難に同情しそれを彼の失政の一として糺彈する。法令から直接解釋出来ることはアンティバトロスが、反アレクサンドロス政策を把り、ヘラスの諸都市を彈壓したことに反し、この法令はそれを斥け親ヘラス主義を披瀝する。第一アンティバトロスに追放された民主黨の人々を復し、同時に親アンティバトロス(現カサンドロス黨)派を追放、事實はヘラスの諸都市の援助の下にマケドニア國の恢復を企てたものに過ぎない。が問題はこの法令の内容自ら當時帝國爭權爭奪史上ヘラス

の諸都市が如何に重大な役割をなしてゐたかを明かに語つてゐるが、更に須要なそれは、此の法令と同時にボルネペリコホンは聯盟の再組織を計畫したと思へることである。併し今知らるゝ史料のみからしては容易に此の時ヘラス聯盟が再組織せられたとは断定出来ない。<sup>②</sup>

次にB.C.三〇三／二年ヘラス聯盟を再組織したアンティゴノスについて言ふと、彼はマケドニアの貴族、プハリツポスの子、B.C.三八二年に生る。獨眼、綽名して獨眼モノサルモス又は獨眼の巨人 キュクロツプスとも言はれた。B.C.三三四年春アレクサンドロス東征軍中彼はヘラス聯盟軍司令官の任を受け、バルメニオンに従つてサルデイスに入り、プリエネ市に來てはB.C.三三四年國賓の榮譽を受けた碑文が残つてゐる。Ditt. 278. 此の年以來大フルギア總督を拜し、そのまゝ歴任王の没する時迄つゞいた。この間彼は銳意勢力扶植を企て、後年爭鬪戰に参加の基礎を作つた。その子デメトリオス(B.C.三三七—二八三年)は美貌を以て名高く、アレクサンドロスの没した時は十三歳、B.C.三一七／六年エウメネスとの戦に初陣の功があつた。

エウメネスの捕虜處刑後、アンティゴノス帝國は西ヘレスポントより東インドに及ぶ廣大な地域を占むるに至つた。そこで他のマケドニアの諸將は各自領防禦の必要上、アンティゴノス父子の勢力に均衡するため、同盟軍を結成して之に當ることになつた。主なるものはマケドニアのカサンドロス(B.C.三一七年執政職よりポリュペリコホン放逐後、父アンティパトロスの地位、執政につく)、エチプトのプ

トレマイオス、ツラキアのリュシマコホス、バヒロンのセリュウコス(B.C. 三一二年以来)等であつて、爰に反アンテイゴノス軍陣容の整備と共に新争闘への歴史が再び展開せられて來た。B.C. 三二一年は、嵐の前の靜謐の年である。翌三二〇年執政カサンドロスはアレクサンドロス帝國の正統後繼者王の嗣子アレクサンドロス四世の成長に不安を抱き下手して母子共に暗殺した。その罪は唯りカサンドロスが着て分配は争闘する諸將もあづかつた。が、之を口實にアンテイゴノスの側から次の嵐が巻き起つて來たのである。即ち時に年二十九歳のデメトリオスは大軍を擁してカサンドロス討伐戦を起し、ギリシアに上陸して先づアテナイとメガラからカサンドロスの駐劄軍を撃退した。宣言して曰く、へラスは自治治にして自由、祖先の憲法、民主制に復すと。故にアテナイ市は熱狂して彼を救主として迎へ、親カサンドロス派(ペリパトイ學派テオブラストス、ブハレモンのデメトリオス等)を放逐の上、アンテイゴノスとデメトリオスを神とすることを決議、讚歌を唱ひ、犠牲を供へ、あらゆる祭事をつくして彼のへラス救済に對して感謝の意を表した。(B.C. 三〇七年)

續いて翌三〇六年デメトリオスはエヂプト攻撃に轉じ一八隻の艦隊を以つてプトレマイオスの大軍一四〇隻をキュプロス島に迎へ撃つて之を潰滅、八千の虜囚を得て大勝した。仍つて爾後二十年間B.C. 二八五年再び制海權がエヂプトの手に落ちる迄、彼は完全に海の王者として君臨した。そしてこの大勝を記念に以來アンテイゴノスとデメトリオスは併立して王號を稱したが、之に倣つて他のマケド

ニア諸將も各自領に據つて王號を僭稱、そしてB.C.三〇五年後マケドニア新王朝時代を將來した。

幸運は常にデメトリオス父子のものではなかつた。この年エイゲ海の商業の中心地ロオドス島攻撃を開始したが、名にし負ふ堅壘は容易に落つる日がなく、この間マケドニアのカサンドロスに再度ギリシアに入つてアテナイ市を包圍した。そこでB.C.三〇四年急遽ロオドスと和議を整へ、ヘラスに上陸、カサンドロスを撃退、翌年にはポイオティア、中央ギリシア、ペロポネソスの大部を平定。次には後顧の憂を除く爲と、天下に號令する野心から、嘗つてアレクサンドロスに嫁することを約されたエペエロスの王妹ダイダメイを妃に迎へた。一方その年のイストミア祭にはコリントスに出で、プリッポス及びアレクサンドロスの偉業に倣つてヘラス聯盟を再組織するやうになつたのである。今、研究課題となつてゐる碑面の條約は凡そこの時に書かれたものであつた。

デメトリオスはヘラス聯盟總會開會の翌年聯盟軍を率ゐてテッサリアへ侵入、マケドニアの攻略は單に時日の問題に過ぎなかつた。時は又此の好機に再び彼の味方をしなかつた。小アジアで父王安ティゴノスは東セリウコス、西リュシマコホスに挾撃され、デメトリオスの急援を求めた。直ちに彼はアンティバトロスと和を結び、王妃と軍船、軍資金をアテナイ市に托して小アジアに向つた。そしてB.C.三〇一年の晩夏イブソスの天下二分の大戦に對つて彼は父王安ティゴノスを援けて戦つた。アンティゴノス父子は歩兵七萬、騎兵一萬、象軍七五、セリウコス、リュシマコホスの聯合軍は歩兵六

萬四千、騎兵一萬五百、象軍四八〇、戰勝は聯合軍に歸し、八十一歳の老王アンタイゴノスは戰死、デメトリオスは手兵を以つてアテナイ市に逃れた。併し、市は彼のため固く門を閉ぢて王妃と、軍船、軍資金を手渡したのみであつた。蓋し彼が猶大艦隊を擁する以上、海に於ける彼の覇權はゆるぎなく、B.C.二九七年カサンドロスの死後二年目(B.C.二九五)には終にマケドニアの王位に登るに至り、彼によつて創業のマケドニアのアンタイゴノス王朝は後ロマ時代迄繼續することが出來た。數奇な彼の運命は之に止まつたのではない。後率ゐる艦隊を失ひ、その子に讓位し、小アジアに逃れて、セリウコスセリウコスの虜囚となつた。今や壯圖ならず、終に毒を仰いで終るに至つた(B.C.二八三)。がセリウコスセリウコスいたく之を憐み、遺骨をその子アンタイオコスアンタイオコスに送つた。之を迎へた船がコリントス灣をさして入港した時の描寫はプルタルコホスプルタルコホスに詳しい。<sup>③</sup>全へラスより彼の死を悼むもの海港に充ち、笛手クセノフアントスの聖樂に合はせ戰船の大撓海水をうつて時をつげ、岸にあるも之に和して落涙、棺ひつちに敬意を捧げたといふ(B.C.二八一)。

註① B. Niese. *Gesch. d. griech. u. maked. Staaten*. I. 1893. p. 204.

② U. Wilcken. *Beitrag zur Gesch. d. Korinthische Bundes*. Sitz. d. Bay. Ak. 1917. p. 2592.

J. Kraerst. *Gesch. d. Hellenism*. T. 2. p. 279.

③ Plutarch. *Demet.* 52. 53.

\* アンタイゴノス及デメトリオス史參考文獻

Beloch, K. J. Griechische Geschichte IV<sup>2</sup>. 1925. 160 ff.

Ferguson, W. S. Hellenistic Athens. 1911. 95 ff.

Kraest, J. Antigonos (P. W.) I. 1894. 2406 ff.

—— Demetrios (P. W.) IV. 1901. 2770 ff.

—— Geschichte des Hellenismus II<sup>2</sup>. 1926. 78 ff.

Niese, B. Geschichte der griechischen und makedonien Staaten I. 1898. 334 ff.

Tarn, W. W. Antigonos Gonatas. 1913. 9 ff.

—— Antigonos' second struggle for the empire. C. A. H. VI. 1927. 500 ff.

#### 四、B.C.三〇二年デメトリオス王がコリントスに於いてヘラス聯盟

總會委員を招請したことに關する古典史料

そこでデメトリオスがB.C.三〇三年コリントスに入つた時の事情を史料について見よう。不幸にしてこの事實を傳へる古典籍はまことに尠ない。

(史料1) デイオドロス「史學圖書」第二〇卷一〇二節一

「この人々(アテナイ參政官レオストラトス、<sup>\*</sup>ロマ執政官セルヰキウス、コルネリウス及びリウキウス、ゲヌキウス)の時、デメトリオスはカサンドロスに宣戰することを決し、そしてヘラス人に自由を與へ、何事よりもヘラス人に對する處置について考慮した。即ち一方では自ら名聲を得んがため、ヘラス人に對つて自治を與へ、一方ではカサンドロスの武官達を擊滅して、そこで覇權を握り、

カサンドロス討伐に向はんとしたのである。」

\* B.C. 三〇三/二年碑文、Dieb. 341, 342. 等

(史料2) 同書 第二〇卷一〇三節、三

「偕而、一方彼(デメトリオス)はコリントス人(市)を自由に復したが、アクロコリントスに警備軍を駐屯せしめた。それはカサンドロスとの戦争が終る迄王によつて市を保護されることが、市民の希望であつたから。」\*

\* ロマ時代(A.D. 二世紀の中葉)マケドニア人ポリアエノスの「戦術」中デメトリオスのニリントス占領の事情が傳へられてゐる。記述は此のテイオドロスの本文とは類似してゐる。Polyaen. Strateg. IV. 7. s.

(史料3) ブルウタルコホス「デメトリオス傳」二五節

「聯盟總會 *koinon synepheion* がイストモス(コリントス地峡)に開かれ多数の人士が參集して、デメトリオスはヘラスの盟主 *hēgemon* と聲明せられた、恰も昔プロッポス並びにアレクサンドロスが斯くあつたやうに。」

\* 「多数の人士參集」はイストミア祭を意味す。

(史料4) デイオドロス「史學圖書」第二〇卷一〇七節

「彼(カサンドロス)自ら軍勢全部を指揮してテッサリアに入りデメトリオスとヘラス人に戦を挑んだ」(B.C. 三〇二年)



(史料5) 同書 第二〇卷一一一節

デメトリオスが戦争最中父アンティゴノスの急に赴くためカサンドロスと和を結び

「多くの他の事項中條約文面にヘラスの法令に依るもアジアの法令に照らすとも、ヘラスの諸都市は自由を保有することを彼(デメトリオス)は記載した。」

史料出典の問題、この時代を取扱つた根本史料となるべき史籍はアテナイのディウロス「歴史」、内容B.C.三五七/六年—二九七/六年、著作年代約B.C.三〇〇年以後。サモスのテウリス「歴史」、ヘレニカ、マケドニカ、内容B.C.三七〇年—二八一/〇年、著作年代B.C.三世紀、デメトリオスのB.C.三〇七年のアテナイ入りは殆んど此の史家より史料をあふぐ。カルデアのヒエロニモス「アレクサンドロス以後の事蹟及後繼時代」、内容B.C.三二三年—二七二年、著作年代B.C.二七〇—二六〇年。この三書とも現在傳はつてゐない。わづかに断片によつて何ふのみであるが、現存のデメトリオス史傳の内容について見ると次の様なことが言へる。

ディオドロス「史學圖書」中のデメトリオス傳はその原本をヒエロニモスとディウロスに依り、プルウタルコホスは此の二書の外、テリウスをも参照してゐる事が明かである。が、ディオドロスとプルウタルコホスは共に主としてヒエロニモスに中心史料を求めたことは一般に認むる所である。

「カルデアのヒエロニモス」*Hieronymus* B.C.三六四年生、アレクサンドロス死後、エウメネスの下に武將となつてカバドキア戦に参加。エウメネス没落後、アンティゴノス王朝に仕へ、デメトリオスと共にポイオティア戦に出征、B.C.二九二年。(Plut. Demet. 39) (ルキアノス)の所傳が眞ならば百四歳の高齡に達して歿。彼の史書は史實描寫の的確さと主要資料蒐集の豊富な點、古代既に定評がある。現在すれば恐らくツキテユデス、ヒエロニモス、ポリュビオスと併稱するに足りる史家であつたらう。但し武人にして修辭上の達人でなかつた爲、ハリカナソスのディオニウロスも評して「讀みづらい」ことを嘆じた。以上引用のディオドロス及びプルウタルコホスのB.C.三〇三/二年前後のデメトリオスの記事は比定の結果、内容及語彙の類似點と、記述の清新な點、同一の根本史料ヒエロニモスから出てゐるものと考へられるのである。

## 著者文献

1. 「譯文定本」 C. Th. Fischer. Diodorus. IV. Leipzig. 1906.

C. Sintenis. Pylarchus. v. P. V. Demetrios. Leipzig. 1898.

σ' F. Jacoby. Hieronymos (R—E) VIII. 1913. p. 1540. Nr. 10 u. F. Gr. Hist. II B. Nr. 154.

U. Wilcken. Ueber eine Inschrift aus dem Asklepicon von Epidaurus. 1922. p. 126.

偕而、以上の記載史料を綜合すると次の様なことが言へるであらう。

B.C. 三〇三年デメトリオスはカサンドロス討伐の目的を持つてゐたこと、それにはヘラスの諸都市の向背が非常に重大であつたから、人心攪策としてヘラス人の「自治と自由」なることを聲明し、カサンドロス軍の司令官をヘラスより撃退した。後コリントスに入市、宣言の通り市を自由に復し、民主制の下に自治治を布いたが、市民はカサンドロスの再來を懼れ、彼の軍をアコロリントスに駐軍して警備することを願つた所、その通りにした。そこで B.C. 三〇二年のイストミア祭を機會にヘラス聯盟委員を此の地に召集、聯盟總會を開いたが、總會の決議の結果、彼デメトリオス王は昔プヘリツボス並びにアレクサンドロスに倣ひ、ヘラス聯盟の盟主に選ばれた。後聯盟軍と共にテッサリアに侵入し、カサンドロスと交戦中父アンティゴノスの急なる招きに應じて、和を結ぶに至つたが、條約文中特に記して、「ヘラスの諸都市は(自治)と自由ある」ことの保證を得しめた。

今近代史家(この碑文發表以前)の以上の様な事實の記載に對して、叙する所を見ると、そこに多少、

記述の相違はあるにせよ、右の史料を根據とし、總じて次のやうに結論してゐた。即ち、デメトリオスのコリントスに於けるヘラス聯盟はその組織上、ペリッポス並びにアレクサンドロス時代の同じ聯盟制度をそのまま踏襲したと。

そして以上のやうな結論を導き出す外的事情をなほ詳細に考察すると、次の事實を指摘することが出来る。

(一)ヘラス聯盟の重大性

既にその重要性については、アテナイの二回に亙る海上同盟の歴史が語る。加之、ヘラス聯盟は海上同盟よりも廣汎な地域に亙り、より平等な政策の下に結束を強固にしてゐる。そして、タイバイの反亂(B.C.三三五年)アギスの反亂(B.C.三三二年)に充分その威容を發揮したのみならず、アレクサンドロスをして數年に亙る東方輿地への遠征に際し、西方の堅壘となつて後顧の憂なからしめたのもヘラス聯盟であつた。アレクサンドロスの死後帝國は分裂した。分裂後マケドニアの諸將たちはマケドニア、小アジア、スユリア、エジプト等の地中海に面する國に據つてそれぞれ王業の建設を企てたが、この場合地中海の制海權を占めることは一には戰術上、他には廣大な商業地獲得を結果し、眞に新帝國の生命線を建設することに等しかつた。今、地中海の覇權を握るべき最も安全な方策はヘラス聯盟を再組織し、往時の條約を復して、之と攻守同盟を結ぶより外に方法がない。故に

B.C. 三二二年ラミア戰直前アテナイ市が聯合軍を起す時、此種聯盟を基礎とする帝國再建を企て、  
又B.C. 三二八年ペルユベリコホンも斯く念慮し、越えてB.C. 三〇八年エヂプトのプトレマイオスが明確  
にその重要性を認めてゐた。若し、ペリッポスが組織した聯盟條約の斷片を見るならば、實狀は  
兎に角、その中心思想に於いて「ヘラスの自治と自由」を未だ嘗つてない迄に重要視し、最も公平  
な平等主義に立脚してゐたことを知る。そしてアテナイ中心の海上同盟條約、テイバイ中心のポイオ  
ティア同盟條約等と比し本條約が示すこのギリシア法制史に於ける進歩は充分吾々の注意に値す  
る。その上、ペリッポスもアレクサンドロスも共に最後迄ヘラス聯盟條約のよき遵奉者であつた。  
就中ヘラス聯盟軍は東征に出で、軍功を立てた歴史を持つてゐる。若し斯かる貴い傳統を荷ふヘラ  
ス聯盟を再組織する場合、特殊な事由の存しない限り、その過去に布かれた條約は容易に改變し得  
るものではない。こゝにデメトリオスがアレクサンドロスの制度をそのまゝ踏襲したと考へる第  
一の理由がある。

## (二) 時間的距離

正しく言ふと第一回はB.C. 三三八—三三六年、第二回はアレクサンドロスの下にあつてB.C. 三三六—  
三三三年、それからB.C. 三二八年に一時再組織の計畫があり、三〇八年に同様のことが考慮せられた。  
そして今B.C. 三〇二年。アレクサンドロスの時より二〇年、故にアンティゴノス王の如きはアレクサ

ンドロス東征にヘラス聯盟軍の司令官となつて直接聯盟事務と關係が深い、同様に初期の總會に參加した聯盟委員が當時猶多く在世し、その重大性と歴史が人心から消失する時日が充分經過してゐない。若し、同様の條約を踏襲する限り、改變することが少なかつた第二の理由が成立する。

### (三) アンティゴノス及びデメトリオスの政策

既に述べた様にヘラス聯盟軍と戈を交へたマケドニアのアンティパトロスは戦後處分に際し、ヘラスの民主政治を重歴し、反アレクサンドロス政策を以つて之に臨み、その子カサンドロス同政策を繼承した。故に今、討カサンドロス軍を起す必然の事情からも、一面にはアレクサンドロス帝國を再建の意圖から言つても、アンティゴノス父子の取るべき道はアレクサンドロスの遺した政策に出来る限り忠實であるべきであつた。ヘラスの都市樹立政策、經濟政策特にアレクサンドロス欽定貨幣の維持、ヘラスの民主政治維持、君主禮拜制等あらゆる機會を通じてアレクサンドロス模倣を主義とする者が、同じ聯盟組織に際して條約内容を改變したとは考へ難い。前述の通り嘗つてヘラス聯盟軍の司令官であつたアンティゴノスの立場からも聯盟に對つて特殊な理解を持つてゐたと考へる。就中アレクサンドロス時代と此の時は共通の目的政策があつた。第一ヘラス國內の統一及安寧秩序維持には兩者とも同じい、第二兩者とも直接戰爭目的を有する點に於いて一致する。一はペルシア討征、他はマケドニア侵入。

以上の様な外在事情からの推定を決定的に歴史事實としたものは新發見の碑文條約であつた。故にこの碑文の出土はそれ自らの歴史に多くの光りを投げたと共に過去の傳統の歴史に向つても貴い斜影を投じた。當面の問題は、この碑文條約の直接研究によつて、それ自らの内容を解説すると同時に、條約が由來した過去のそれと比定することによつてその歴史を明かに見ようとする。特に本稿では後者との關係を闡明することを目的とし、この新出土の考古資料が、プヘリツポス、アレクサンドロス時代に組織のヘラス聯盟研究に於いて最も貴重な一史料であることを價値づけることを試みた。従つてこの研究解説は先になされた多くの學者の貢獻に負ふこと最も大であるが、一方、別箇な目的を持つ意味から獨自な一研究としてかゝる試みも亦宥さるゝであらうと信ずる。

① J. Baloch. Gr. Gesch. III. I. 1904. p. 166, W. Ferguson. Heli. Archæol. 1911. p. 121, G. Grote. Hilt. of Gr. XII 1869. p. 204, B. Niese. Gr. u. mal. Staaten. I. 1893. p. 328, W. Tann. Antigonos gonokas. 1913. p. 371.

## 五、「ヘラス聯盟條約」本文

\*本文中點線は缺損文字

碑 面 I (一九二六年發見)

〔一一五〕(碑面右方の斷片に幽かな數字を留め、判讀難、但しヅェルケンは言ふ、恐らくこの頭書

にヘラス諸都市の「自治治と自由」の條項があつたものと推定出来るが何等それらしい文字が残つてゐないと。

〔六一九〕 全ヘラス人に……………永久に互つて王アンティゴノス並びにデメトリオス及びその子孫たちと聯盟總會は盟友にして聯盟たることを締結せる條約に従ひ（異讀ヨウロッパに於ける）……………仍つて同じき敵、味方を聲明すること、……………

〔一〇一—一〕 王アンティゴノス並びにデメトリオスに……………聯盟總會加盟の、……………

〔二二—一五〕 ……若し何人が攻守盟約を結べる都市より戦に出づるか、或ひは城塞を攻略するか、又は王アンティゴノス並びにデメトリオス及びその子孫を亡ぼさんとするか、若しくは從來の憲法を……………

碑 面 II (一九二六—一八年發見)

〔一六一—二二〕 ……諸都市……………市場に……………總會委員……………彼等は命令す……………各自に……………平和にして、なし……………

〔二二—三〇〕 ……軍隊に食糧を給付すること、……………聯盟軍に……………祖先の……………都市國家内に起つた場

合、而して、發生せるその都市内に兵を率ゐて……………

〔三一—三四〕 宣誓によりて出兵す……………然らずば…あらしめよ……………此等の都市に對し斷じて如何

なることも處理するを許さず、……………

〔三四—三七〕 若し何人か……………言論又は行爲にて、…申告希望者は自ら聯盟理事會に報告せよ、

仍つて聯盟總會は若し逮捕の場合は査問の上、罪科を考量し、相當の受刑を科するか、或ひは特別の審査をなすこと、留意し又……………

〔三七—四一〕 ……海上は航行自由なれば……………國家を治めること……………

……………聯盟(軍)と共に……………共同して救濟す……………王達の……………

〔四二—四五〕 寧ろ改革を可とする場合にあつても如何なる宣言若しくは決議と雖も斷じて變更あらず勿れ……………聯盟總會の下にその宣言又は決議を裁定すること、若し聯盟總會之を裁定

せずば、希望者をして自ら申告せしめよ……………

〔四六—五五〕 (斷片文字のみにて重要なる字句を見ず)

碑 面 Ⅲ (二九一六—一八年發見、但し〔八四—九九〕は一九一一年ウキルヘルム復文)

〔五五—六〇〕 (半語斷片のみにて判讀不可能)



〔六〇—六六〕 ……斷じて聯盟總會(委員)へ遣はされたるヘラスの使節、又聯盟總會(委員)より遣はされたるもの、協同討伐に派遣されたるもの、若しくは各自事件處理に派遣のもの、或ひは國外追放より歸國途上のものを如何なる事情によるも斷じて監禁、拘束することを嚴禁す、若し何人か此らを犯す時は各自都市の參政官は(之を)禁じ聯盟總會(委員)之を査問す

〔六六—六九〕 平時にあつては聯盟總會を競技祝祭時(ヘラス四大祝祭)に召集すること、戰時にあつては、聯盟總會(聯盟理事會)、王達、若しくは一般警備のため王達によりて任命されたる總督の必要に應じてその都度集會すること

〔六九—七〇〕 會議は聯盟理事會が要求する日程だけ集會すべきものとす

〔七〇—七三〕 聯盟總會の集會は共同戰爭終了迄、聯盟理事會、王(達)、或ひは王によりて任命されたる總督の招請地に開催し、平時にあつては競技祝祭開催地にあるものとす

〔七三—七六〕 聯盟總會にて決議せられたる事項は原則とす、過半数の出席を以て會議を進行することを得、過半数未滿集會の場合は會議の成立を得ず、聯盟總會にて決議せる事項につき都市國家は總會より布達項目の監査を成すことを得ず

〔七六—七八〕 戰爭休止時にては、聯盟總會委員より選ばれたる五名を以て理事會を組織し、(同一)種族若しくは都市より一名以上の(理事)選出を許さず

〔七八—八三〕 聯盟理事(會)は、總會委員及一般(選舉にて選ばれたる)書記達又は助手等の召集、審議を要する事項の提案、可決事項を書記に傳達、同正記録の保管、あらゆる判決事項の紹介、諸事務處理の取締、違犯者の所罰の監着(等を管掌す)

〔八三—八七〕 何人たりとも、王達或ひはヘラス人に取りて有利なることを提案せんとするもの、若しくは何人か締盟國に反抗するもの乃至條約を遵奉せざるもの、申告、その他如何なる件なりとも聯盟總會へ提議せんとするものは、理事會にて(受理)記録せしめよ、理事會は此等を聯盟總會に提出すべきこと

〔八九—九〇〕 聯盟理事は事務事項に對し全職責あること、右(職責)につき、希望者をして訴訟(文書)を(新)選出理事迄提出せしめよ、(訴狀)受理者は每期最初の議場にて聯盟總會に此れを提出のこと

〔九一〕 共同戰爭終了時迄は常に王達によりて指名さるゝ者が理事たるべきこと

〔九一—九四〕 若し何れの都市か協定條約通り、聯盟總會に聯盟委員を派遣せざりし場合、委員中何人か(之を)病氣欠席たることを公告せざる限り、聯盟總會閉會時迄、各會議毎に各一名より二ドラクフマ(異讀ニムナ)を支拂はしめよ

〔九四—九九〕 又何れの都市か命令に應じて割當軍備を派遣せざる場合毎日騎兵一名につき半ム

ナ、重歩兵一名につき二〇ドラクフマ、輕歩兵一名につき一〇ドラクフマ、水兵一名につき(五)ドラクフマ、即ち期間は全ヘラス軍の軍事行動終了時迄……………(以下斷片)

碑 面 III<sub>a</sub> (IG. IV. 924e 一九〇二年フレンケル發表)

〔二〇〇—二〇三〕 ……決議せしめよ……………聯盟總會……………ある……………  
……………(以下斷片)

碑 面 IV (碑面Iの裏、一九二七年發見)

〔二〇四—二〇八〕 斷じて許可すべからず……………各自……………ある迄出征し……………

……………庸兵……………弓兵……………

〔二〇九—一一二〕 若しくは未教練(兵)……………記載の通り被害者は……………

……………被害中……………總督は該都市に……………

〔一一三—一一六〕 運般の貨物を……………總會の決議により……………

斷じてせしむる勿れ……………總會委員及び……………(以下斷片)

碑 面 V (碑面Ⅱの裏、一九一六—一八年發見)

〔一二七—一三〇〕 …(初め一二五行迄半語及助詞のみ)……………苟も平等と正義によつて……………方に相應し…此等の都市に……………聯盟たらしむる……………

〔一三二—一三三〕 (條約)改訂の一切を會議にかけ……………諸々の利益につき……………此等改訂せるものは……………

〔一三三—一三九〕 聯盟總會にて締結せる協定條約並びに宣誓文は石碑面に刻し(之を)……………

……………アルゴス人のためにはネアメ神域に、又エリス人のためにはオリュムピア神域に、アクテに住む人たちにはエビダウロス神域に、アカホイ人の爲には(アイギア)神域に、それぞれ著名なる神域に安置すること、又等しく各自都市にては聯盟總會にて締結せる協定條約、並びに宣誓文及びその他の事項(記載の石碑を)それぞれ著名なる社内社内に安置すること。

〔一三九—一四〇〕 宣誓 吾れはゼウス、地ゲ、太陽ヒオス、海ポサイドン(神)、アテナ、呪咀アラアの神並びにあらゆる神々の名にかけて誓ふ

〔一四〇—一四四〕 吾れは王アンティゴス並びにデメトリオス及その子孫と他の聯盟國間に結べる聯盟に忠にして、總會にて締結せる條約を遵守し、同じき敵、友軍を聲明す

〔一四四—一四七〕 又吾れは條約を遵守せる聯盟(國)に對つて斷じて加害の目的を以て、陸上又は

海上にて武器を把ることなし、又聯盟(總會)加盟の如何なる土地をも攻略せず、或ひは王安テ  
イゴノス並びにデメトリオス及其の子孫を滅すことなし

〔一四七—一五〇〕 若し他の何人が聯盟國の何人に對つても協締條約記載中の違反行爲を成すもの  
あらば吾れは敢て武力に問ふを辭せず

〔一五〇—一五二〕 然り吾れは戰ふ、共同平和の攪亂者に對しては聯盟の命に服して……………  
(以下欠損)

(以下次號)